

(別表1)「規制改革・民間開放集中受付月間において提出された全国希望の規制改革・民間開放要望への対応方針」
 (平成17年10月11日規制改革・民間開放推進本部決定)における「別表」に掲げられた規制改革事項に関するフォローアップ結果

番号	規制改革事項	根拠法令等	規制改革の内容	実施時期等
1	商業・法人登記情報の電子化	不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成16年法律第124号)第53条第2項、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律(平成11年法律第226号)第1条、第2条	商業・法人登記について、登記情報の適正な管理及び行政サービス向上が可能となる登記情報の電子化を平成17年度末までにおおむね完了する。	平成17年度中
2	固定資産税の納付手続きに関する電子化の推進	地方税法第364条第1項～第3項、第383条	平成18年1月以降、政令指定都市から順次開始される償却資産にかかる固定資産税の申告手続の電子化について、納税者の利便性向上の観点から、その進捗状況を周知する。	平成18年中
3	バイオメトリクスを活用した出入国管理体制の構築	出入国管理及び難民認定法	テロリスト、犯罪者及び退去強制歴を有する者の入国を確実に阻止する手段として、バイオメトリクスを活用した出入国管理体制の構築に係る法令整備を行い、早期の運用開始に向けて必要な準備を進める。	平成18年通常国会法案提出以降随時実施
4	複数銀行による従属業務会社の共同設立の容認	中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(2-7-1金融庁告示第34号、36号、38号(収入依存度規制告示))	複数銀行による従属業務会社の共同設立が可能となるよう必要な措置を行う。	遅くとも平成18年度中
5	附属明細書の総(代)会への報告の廃止	協同組合による金融事業に関する法律第5条の4第1項、第7項	附属明細書の報告制の廃止に向け、平成18年度中目途に措置する。	平成18年度中目途
6	事業報告書の総(代)会承認制の廃止	協同組合による金融事業に関する法律第5条の4第1項、第7項	事業報告書の報告制の導入に向け、平成18年度中目途に措置する。	平成18年度中目途

フォローアップ結果 (規制改革の内容)	フォローアップ結果 (実施時期等)	所管府省
平成18年3月31日現在、商業・法人登記の登記情報の電子化については、全会社・法人数(約360万社)の約98%であり、おおむね完了している。(ITエ)	平成17年度中措置済	法務省
平成18年1月、13政令指定都市において、償却資産にかかる固定資産税の電子申告受付サービスが開始されたことを受け、全国都道府県総務部長会議等の自治体職員参加の会議において、その進捗状況を周知したところ。(ITエ)	平成18年度中	総務省
平成18年通常国会に、テロの未然防止のため、上陸審査時に外国人(特別永住者等を除く。)に指紋等の個人識別情報の提供を義務付けることやテロリストの入国を規制するための措置を講じることなどを内容とする出入国管理及び難民認定法の改正案を提出した。 平成17年度に内閣官房の主導で実施されたe-passport連携実証実験の結果も踏まえ、平成18年度においては、IC旅券による顔認証等を用いた同一人性の確認等を開始する。(法務ウ36)	平成18年通常国会法案提出以降随時実施	法務省
銀行法等の一部を改正する法律(平成17年法律第106号)において措置した。(金融ア)	平成17年度措置済	金融庁
附属明細書の総会への報告制については、会社法整備法(平成17年法律第87号、平成18年5月施行予定)において廃止した。(金融イ)	平成18年度中	金融庁
事業報告書の総会承認制については、会社法整備法(平成17年法律第87号、平成18年5月施行予定)において廃止し、報告制とした。(金融イ)	平成18年度中	金融庁

番号	規制改革事項	根拠法令等	規制改革の内容	実施時期等
7	地方住宅供給公社における余裕金運用先範囲の拡大	地方住宅供給公社法第34条	平成17年6月に地方住宅供給公社法の改正を実施したところであり、追加すべき金融機関についての調査・検討を行い、その結論を踏まえ、速やかに大臣指定を行う。	平成18年度中
8	幼児の定期健康診断における検査方法の周知徹底	学校保健法施行規則第1条第1項第4、5号	幼児の定期健康診断における検査方法について、現行制度下で認められている具体的な視力・聴力の検査方法を、「児童生徒の定期健康診断マニュアル」の改訂の機会をもって周知徹底する。	平成17年度中
9	公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分承認等の該当要件の周知徹底	「公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等について」(平成10年3月31日生涯学習局長裁定)	公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等の取扱いについて、社会教育施設(公民館)の一部を当該施設本来の業務に支障のない範囲で、地域を活動拠点としている総合型地域スポーツクラブの事務室として使用することが現行制度下でも対応可能である点を周知徹底する。	平成17年度中
10	各都道府県生活衛生営業指導センターが実施する国庫補助対象事業に係る国の実施要領の改正	分野調整指導事業の実施について(昭和61年衛指第110号通知)	分野調整事業協議会の委員の委嘱及び協議会運営要領の改定の際に都道府県知事と協議することとしている点について、各都道府県生活衛生営業指導センターがそれらの協議の必要性を自主的に判断し、必要に応じて行うことができるよう、所要の措置を講じる。	平成17年度中
11	介護支援専門員の受験資格の実務経験の追加	介護支援専門員に関する省令(平成10年厚生省令第53号)、介護支援専門員養成研修事業の実施について(平成11年老発316号通知)	急性期病院の看護助手について、当該病院が主に介護に従事しているものと認める者については、介護支援専門員の受験資格である実務経験に含める。	平成18年度中
12	確定拠出年金における投資信託償還時の取扱いの明記	確定拠出年金法、確定拠出年金法施行規則	運用の方法として投資信託が提示されている場合で、当該投資信託が投資信託及び投資法人に関する法律に基づき償還される場合、運用の方法の除外には該当しないこと、または、当該投資信託に運用の指図を行っている加入者等の同意取得は不要であることを省令等に明記することについて検討し、所要の措置を講じる。	平成17年度中

フォローアップ結果 (規制改革の内容)	フォローアップ結果 (実施時期等)	所管府省
全地方住宅供給公社に追加を希望する金融機関について調査し、希望のあった金融機関について、大臣指定を行った。(平成18年国土交通省告示第320号)(金融才33、住宅工31)	平成17年度中措置済	国土交通省
「児童生徒の定期健康診断マニュアル」(改訂版)を教育委員会及び学校へ配布する。(教育イ29)	平成17年度中	文部科学省
提案主体からの意見を踏まえ、本事例のような公民館の利用は、現行制度下でも対応可能である旨を平成18年2月13日開催の全国生涯学習・社会教育行政事務担当者会議を通じて、周知した。(教育オ)	平成17年度中措置済	文部科学省
「分野調整指導事業の実施について」(昭和61年7月9日付け衛指第110号厚生省生活衛生局長通知)において、都道府県生活衛生営業指導センターが分野調整事業協議会の委員の委嘱及び分野調整事業協議会運営要領を定める際に都道府県知事に協議することとしている点について、同センターがこれらの協議を必要と判断した場合には都道府県知事に協議することとするとの内容の改正を平成18年度予算成立後速やかに行う。(福祉カ)	平成17年度中	厚生労働省
平成18年度介護支援専門員実務研修受講試験の実施に際して、当該受験試験の実務経験に関する省令及び通知について必要な改正を行い、急性期病院等における看護補助者(看護助手)についても、当該病院が主に介護に従事しているものと認める者については、当該受験資格の実務経験に含まれるようにする予定である。(福祉ア)	平成18年度中	厚生労働省
確定拠出年金法施行規則(平成13年厚生労働省令第175号)改正により、運用の方法として投資信託が提示されている場合で、当該投資信託が投資信託及び投資法人に関する法律に基づき償還される場合、当該投資信託に運用の指図を行っている加入者等の同意取得は不要とする。(福祉オ)	平成17年度中	厚生労働省

番号	規制改革事項	根拠法令等	規制改革の内容	実施時期等
13	確定給付企業年金から確定拠出年金へ資産移換する際の移換相当額等の算定基準日に係る要件の緩和	確定拠出年金法施行令第22条第2項第1号、第3号 厚生年金基金の財政運営について(平成8年年発第3321号通知)	確定給付企業年金に係る資産の一部を確定拠出年金に移換する場合の一括拠出額及び移換相当額の計算基準日について、厚生年金基金に係る資産の一部を確定拠出年金に移換する場合の計算基準日と同様の取扱いとする。	平成17年度中
14	コンビニエンスストアの飲食店営業許可に係る施設基準の明確化	食品衛生法第51条、第52条	各都道府県が条例で定める飲食店営業の許可に係る施設基準について、都道府県、関係業界団体、学識経験者等から意見を徴収し、検討した上で必要であれば、都道府県が条例の改正を行う際の参考となるガイドラインを作成し全国に周知を図る。	平成18年度中
15	コップ販売式自動販売機にて取扱い可能な容器に関する周知徹底	食品衛生法第18条 食品、添加物等の規格基準(昭和34年12月28日 厚生労働省告示第370号) 「コップ販売式自動販売機により調理される清涼飲料水等を販売する際に使用するコップについて」(平成16年3月31日 食安基発第0331001号、食安監発第0331003号)	コップ販売式自動販売機で清涼飲料水を販売する際には、専用のコップ以外の容器も使用が可能となっているところであるが、その中には、水筒、魔法瓶、PETボトル等も含まれる旨、改めて、都道府県等に対し周知徹底を図る。	平成17年度中
16	省エネ法改正に伴うエネルギー管理士制度の見直しにおける経過措置の検討	エネルギーの使用の合理化に関する法律第7条 (新法第8条)	平成18年4月の改正省エネ法施行後、5年の「経過措置期間」を設け、この間は、現行のエネルギー管理士、エネルギー管理士試験合格者及び研修修了者に対して特別研修を実施し、新しいエネルギー管理士へのスムーズな移行を図るとともに、新しいエネルギー管理士試験を受験する際、試験課目の一部を免除するなど、事業者、資格保有者に対して過大な負担とならないようにする。	平成18年度中
17	5万kW未満のガスタービンの「変更の工事(取替え)」の工事計画の届出廃止	電気事業法第48条第1項及び第2項 電気事業法施行規則第65条第1項第1号 別表第二 二変更の工事(二)1(2)ニ4	取替えに際して工事計画の届出が必要なガスタービンの出力を見直すことについて、保安確保の観点から調査・検討を実施し、検討結果を踏まえ、平成18年度を目途に必要な措置を行う。	平成18年度中

フォローアップ結果 (規制改革の内容)	フォローアップ結果 (実施時期等)	所管府省
左記内容の通知を发出了。(福祉社)	平成17年度中措置済	厚生労働省
各都道府県が条例で定める飲食店営業の許可に係る施設基準について、都道府県、関係業界団体、学識経験者等から意見を徴収し、検討した上で必要であれば、都道府県が条例の改正を行う際の参考となるガイドラインを作成し全国に周知を図る。(流通ウ)	平成18年度中	厚生労働省
各都道府県等に対して、コップ販売式自動販売機で使用される容器について、コップ以外にもタンブラー、水筒、魔法瓶、PETボトル等も使用可能である旨通知した。「コップ販売式自動販売機により調理される清涼飲料水等を販売する際に使用される容器について」(平成18年1月24日付け食安基発第0124001号、食安監発第0124001号)(流通ウ)	平成17年度中措置済	厚生労働省
特別研修については、経過期間中に実施し、旧法に基づくエネルギー管理士免状保有者、エネルギー管理士試験合格者及び研修修了者が受講し修了することによって、改正法に基づく新しいエネルギー管理士となれるように措置し、また、試験課目の一部免除については、旧法に基づくエネルギー管理士免状の保有者(期限無し)と旧法に基づくエネルギー管理士試験合格者(3年間)がエネルギー管理士試験の課目の一部を免除して受験することができるよう措置するエネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則(昭和59年通商産業省令第15号)の改正省令を今年度中に制定し、平成18年4月1日に施行する予定としている。(エネエ)	平成18年度中	経済産業省
取替えに際して工事計画の届出が必要なガスタービンの出力を見直すことについて、検討を進めているところ。引き続き検討を実施し、検討結果を踏まえ、平成18年度を目途に必要な措置を行う。(エネイ)	平成18年度中	経済産業省

番号	規制改革事項	根拠法令等	規制改革の内容	実施時期等
18	用途地域における居住環境の確保等一定の要件に適合する施設の制限の緩和の周知徹底	建築基準法第48条	用途地域ごとに定められた用途規制に適合しない自動車修理工場等の施設について、居住環境の確保等一定の要件に適合する場合の建築基準法第48条のただし書きによる許可の適切な運用に関して、改めて平成17年度中に周知徹底する。	平成17年度中
19	道路占用の復旧方法に関する周知徹底	道路法第38条	道路の占有に関する工事は、「道路の構造を保全するために必要があると認める場合」と道路管理者が判断する場合に限って、道路管理者が自ら行うものであることを、道路管理者に周知する。	平成17年度中
20	ETCの民間利用の促進	有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令	ETCの技術を応用した狭域通信(DSRC)システムを利用した駐車料金決済等の多様なITSサービスについて、平成19年からのサービス開始に向けて、規格・仕様を策定する。	平成17年度中
21	廃棄物処理法に係る許可手続きの簡素化	廃棄物処理法第14条第1項・第6項、廃棄物処理法施行規則第9条の2、第10条の4、廃棄物処理法第15条第1項、廃棄物処理法施行規則第11条	平成16年4月に導入された「先行許可証の活用による申請手続きの一部簡素化の措置」について、その積極的活用を都道府県等あてに通知しており、今後とも、担当者会議等において適宜周知する。	平成17年度中
22	国家公務員の採用における経験者採用システムの導入	国家公務員法(昭和22年法律第120号)第36条 一般職の任期付職員 の採用及び給与の特例に関する法律(平成12年法律第125号)第3条 人事院規則8-12(職員の任免)第9条 人事院規則1-24(公務の活性化のために民間の人材を採用する場合の特例)第2条 人事院規則23-0(任期付職員の採用及び給与の特例)第3条	民間経験等を有する者の公務への採用機会を拡大するとともに各府省の採用活動を支援するため、各府省が行う選考採用において、公募手続や能力実証の一部を人事院が担う新たな仕組みについて、平成18年度からの導入が可能となるよう必要な措置を講ずる。	平成18年度中

フォローアップ結果 (規制改革の内容)	フォローアップ結果 (実施時期等)	所管府省
自動車修理工場等の施設について、居住環境の確保等一定の要件に適合する場合の建築基準法第48条のただし書きによる許可の適切な運用に関して、平成17年9月16日の全国住宅・建築主務課長会議において、地方公共団体に対し、改めて周知徹底を行った。(住宅工47)	平成17年度中措置済	国土交通省
「道路法第38条第1項の規定に基づき(道路管理者自らが行う道路の占有に関する工事について)」、(平成18年1月5日付け道路局路政課道路利用調整室課長補佐、国道・防災課課長補佐事務連絡)等を出し、道路の占有に関する工事は、「道路の構造を保全するために必要があると認める場合」と道路管理者が判断する場合に限って、道路管理者が自ら行うものであることを、道路管理者に周知した。(運輸ア40)	平成17年度中措置済	国土交通省
官民連携の下、共同研究を推進し、規格・仕様(官民共同研究成果)を策定した。(運輸ア41)	平成17年度中措置済	国土交通省
先行許可証の活用による申請手続きの一部簡素化については、平成17年度の担当者会議等において都道府県等に対し、周知を図ったところ。今後とも引き続き周知徹底を図って参りたい。(環境ア7b)	平成17年度中措置済	環境省
国家公務員の採用における経験者採用システムの導入については、現在、民間人材採用ニーズのある府省との間で、平成18年度中の採用に向けて、採用職種、採用人数、採用後の処遇、能力実証方法、採用時期等の具体的事項について、行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)に基づき新規採用の抑制の取組にも留意しつつ検討・調整を行っている。(雇用ア d)	平成18年度中	人事院